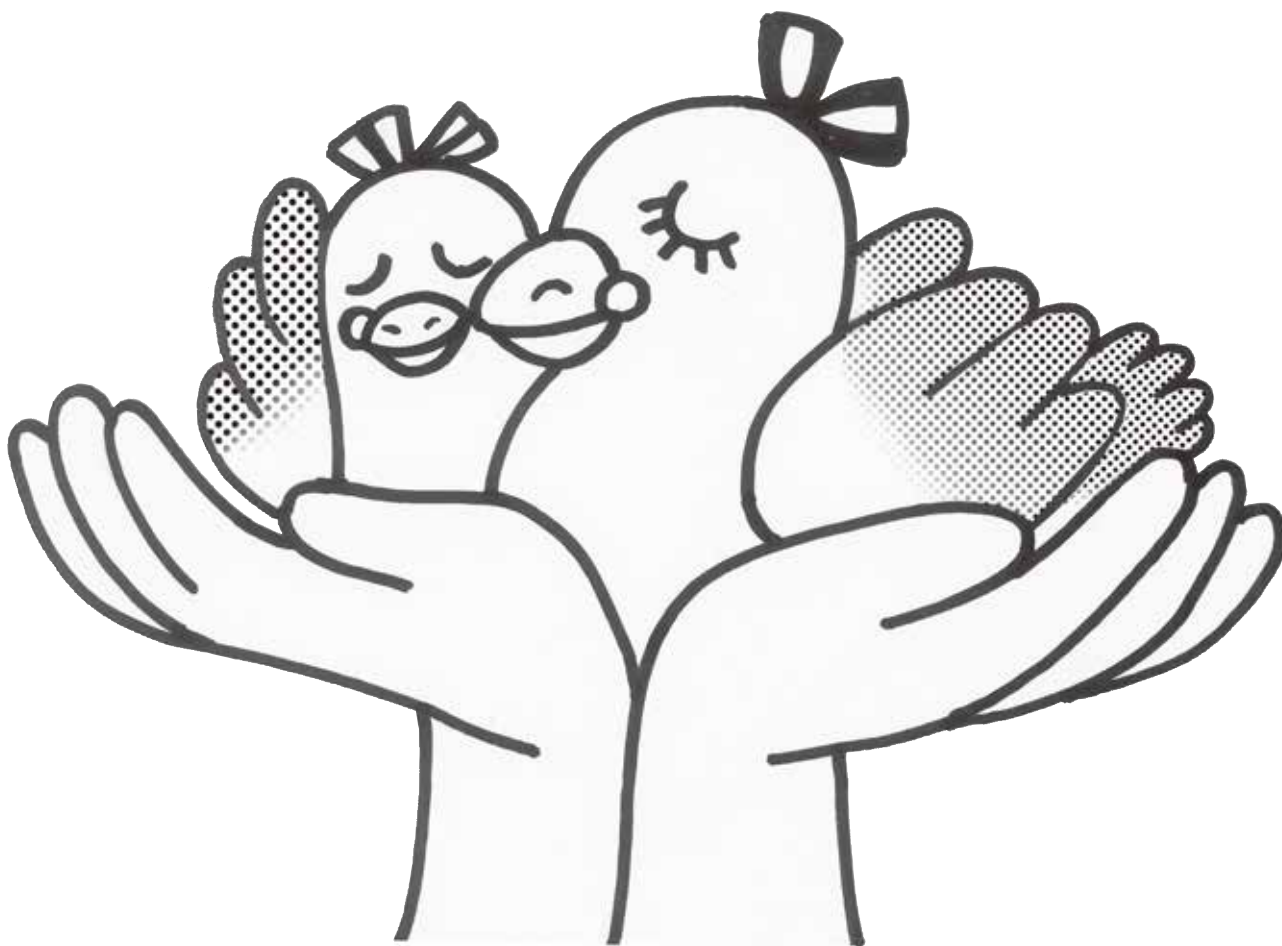

神奈川県PTA協議会安全互助会の手引き



神奈川県PTA協議会安全互助会
令和6年度

目次

神奈川県 PTA 協議会安全互助会

神奈川県 PTA 協議会安全互助会規約	1
給付規定	3
活動助成に関する規定	6
割戻し規定	6
基金管理規定	6
保険金、見舞金請求から受け取りまでの流れ	7
事故報告書・事故証明書等記入例	8
加入会員数等報告書記入例	9
送金用払込用紙記入例	10

神奈川県PTA協議会安全互助会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県PTA協議会安全互助会（以下「県P安全互助会」という）と称する。

(所在地)

第2条 本会は事務所を、神奈川県横浜市西区藤棚町2-197 神奈川県教育会館内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の互助精神に基づきPTA活動に起因して生じた傷害、死亡等への給付及び損害賠償に関して対策を講ずることを目的とし、もってPTA活動の充実・円滑な運営に寄与する。

(事業)

第4条 本会は目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) PTA活動中に生じた傷害、死亡等に対し見舞金の給付、保険金の支払いをすること
(2) PTA活動に起因して生じた法律上の損害賠償責任を負担すること
(3) 神奈川県PTA協議会及びその組織に所属する市町村郡PTAへの教育研修の補助としての活動助成をすること
(4) その他、本会の目的を達成するための事業

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、神奈川県PTA協議会（以下「県P協」という）に所属する単位PTAで、本会の趣旨に賛同し入会手続を行った各小中学校PTA（以下「単位PTA」という）を会員とする。

2. 前項にかかわらず本会が特に認める場合、会員とする。

(入会)

第6条 本会への入会は、単位PTAごとの団体入会とする。

2. 入会手続きは、所定の入会申込書の提出及び会費の納入をもって行う。

(1) 継続入会手続きは、4月1日から5月31日までに行うものとする。その期間内に手続きを完了したものは、4月1日に入会したものとみなす。

(2) 新規及び期間外入会手続きは、入会手続きを完了した日の翌月1日より入会したものとする。

(会費)

第7条 本会の会員の年会費は100円とする。

2. 単位PTAごとの年会費総額は世帯数と教職員数に100円を乗じた額とする。

3. 前項にかかわらず、本会が特に認める場合当該対象者相当分の会費については、これを免除することができる。

(会費不返納)

第8条 納入された会費は、事情のいかんを問わず返納

しない。

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事長 1名 (3) 会計理事 2名
(2) 副理事長 若干名 (4) 監事 2名

(役員の職務)

第10条 本会の役員の職務は次の通りとする。

(1) 理事長は本会を代表し、会務を統括する
(2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長が不在又は、事故あるときはその職務を代行する
(3) 会計理事は、予算に基づき会計を処理し、決算報告を行う
(4) 監事は、会計を監査する

(役員の選任・任期)

第11条 本会の役員は県P協の役員及び役員経験者のうちから選任する。

(1) 理事長は、原則として県P協会長・副会長・専務理事のうちから選任する。
(2) 副理事長は、県P協役員・理事及び役員・理事経験者のうちから選任する。
(3) 会計理事は、県P協役員・理事及び役員・理事経験者のうちから選任する。
(4) 監事は、県P協会計監査及び役員経験者のうちから1名ずつ選任する。

2. 役員の選任にあたっては、当該年度役員が選考委員会を構成し、役員の3分の2以上の出席をもって次年度の役員を選考し、第1回理事会において報告する。

3. 役員の任期は1年とし、安全互助会第1回理事会までとする。但し、再任を妨げない。

第5章 理事

(理事)

第12条 本会に、理事を置く。

2. 理事は県P協理事及び役員（県P安全互助会の役員を除く）をあてる。

(理事の職務)

第13条 理事は、理事会の構成員として、事業の実施、運営に関する必要事項について審議する。

(理事の任期)

第14条 理事の任期は1年とし、県P協の定期総会終結のときまでとする。但し、再任を妨げない。

第6章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、役員会、理事会、審査会とする。
(役員会)

第16条 役員会は、理事長、副理事長、会計理事をもって構成する。

2. 役員会は、理事会に付議すべき事項・会務の執行に関する重要事項を審議し、会務の執行にあたる。
(理事会)

第17条 理事会は役員会及び理事をもって構成し本会の運営に関し必要な事項を審議する。

2. 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。
3. 第1回理事会は県P協総会後に開催する。
4. 理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。
5. 理事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業に関すること
 - (2) 予算・決算に関すること
但し、次年度予算案及び決算報告は、年度最終理事会に於いて審議する。
 - (3) 規約、規定等の改廃に関すること
 - (4) 役員承認に関すること
 - (5) その他、本会に関する重要事項
6. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し可否同数の場合は、議長の決するところによる。但し、規約、規定の改廃については、出席者の3分の2以上をもって決する
7. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。但し議決に加わることはできない。

(審査会)

第18条 通常の見舞金審査については、理事長と事務局が行うが、理事長が必要と認めた場合に審査会を設置することができる。

2. 審査委員は、役員、理事及び学識経験者の中から理事長が推薦し、理事会の承認を受ける。
3. 審査委員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(委員会)

第19条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために必要と認めた場合、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、理事長が諮問し理事会の承認を受ける。
3. 委員会の委員は、役員・理事の内より理事長が委嘱する。
4. 審議事項は、理事長へ答申する。
5. 委員会は与えられた目的を達成した時点で解散する。

第7章 会計

(経費、会計年度)

第20条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 基金
- (3) 補助金・助成金
- (4) 寄付金
- (5) その他

2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

第21条 本会の決算は、監事による監査を受け理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(余剰金の処理)

第22条 本会の決算において、余剰金が生じた時は次会計年度に繰り越すものとする。

(見舞金の限度)

第23条 本会における見舞金給付額は、基金積立金をもって限度とする。

2. 会計年度内に基金積立金を超える支払事項が生じたときは、基金積立金を限度とする最終支払をもって責任終了とする。

3. 基金積立金の管理については、別に定める基金管理規定による。

(一時借入れ)

第24条 本会は、理事会の承認を得て、一時借入れをすることができる。

第8章 解散

(解散)

第25条 本会は理事会において、在任理事の3分の2以上の同意があったとき解散することができる。

(財産の処分)

第26条 本会が解散したときの残余財産は、理事会において、在任理事の3分の2以上の同意を得て処分するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第27条 本会の事務を処理するため事務所を置き事務局を設ける。

2. 事務局には事務局員を置き、必要に応じて事務局長を置くことができる。
3. 事務局長は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。
4. 事務局員は、理事長が委嘱し、庶務、会計の処理にあたる。

第10章 雑則

(規定への委任)

第28条 この規約に定めるほか、見舞金の給付・賠償責任の負担については「給付規定」で定め、活動助成については「活動助成に関する規定」、市町村郡PTAへの割戻しについては「割戻規定」で定める。

付 則

本規約は平成6年6月1日より施行する。

この改正規約は、平成19年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

(第18条) 改正

平成21年4月1日

(第6章：第17条4.(1)) 改正

平成21年4月1日

(第6章：第19条) 新設

平成22年4月1日

(第11条) 改正

(第17条) 改正

令和2年4月1日

(第2条) 改正

(第5条) 改正

(第4条(3)) 改正

(第28条) 改正

令和5年4月1日

(第2条) 改正

(第11条) 改正

給 付 規 定

(総 則)

第1条 神奈川県PTA協議会安全互助会規約第4条(1)(2)に定める見舞金の給付、保険金の支払いの施行は、この規定に定めるところによる。

2. 見舞金の給付、保険金の支払いの施行は、次の通りとする。

- (1) 見舞金
- (2) 保険金（PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険）

3. 平常な生活又は業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の保険金は支払われない。

4. 同一種類の見舞金の給付は年度内一回に限る。

5. 見舞金、保険金の請求は単位PTA代表者の責任をもって行うものとする。

6. 見舞金給付額は、事故発生日の規定による。

(見舞金の給付)

第2条 本会は、会員及び児童・生徒並びに会員の同居の親族及びPTA行事・活動に携わった講師、指導者が、PTAの行事・活動中に被った傷害・死亡等に対し見舞金を給付する。

(以下、給付対象者を「見舞金対象者」という)

(見舞金・保険金の給付可能期間)

第3条 本会の、見舞金・保険金の給付期間は、事故発生日から180日以内とし、180日を超えたものは給付されない。

(見舞金の種類)

第4条 本会の、給付する見舞金は次の通りとする。

- (1) 死亡見舞金
- (2) 後遺障害見舞金
- (3) 入院見舞金
- (4) 通院見舞金
- (5) 疾病見舞金
- (6) 特定事故見舞金

(死亡見舞金)

第5条 本会は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、給付期間内に、その直接の結果として死亡した場合、死亡見舞金として5万円を見舞金対象者の法定相続人に給付する。(ただし、講師・指導者は3万円)

2. 給付可能期間内の治療について、入院見舞金、通院見舞金も別途給付するが、合算して5万円を限度とする。(ただし、講師・指導者は3万円)

(後遺障害見舞金)

第6条 本会は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、給付期間内にその直接の結果として後遺障害を生じた場合、後遺障害見舞金として3万円を給付する。(ただし、講師・指導者は1万円)

2. 給付可能期間内の治療について、入院見舞金、通院見舞金も別途給付するが、合算して3万円を限度とする。(ただし、講師・指導者は1万円)

3. 後遺障害の判定は、事故発生日から180日以内に発生したものと医師に診断された場合とする。

(入院見舞金)

第7条 本会は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、その直接の結果として、生活機能又は業務能力の減失をきたし、医師・整復師(以下「医師等」という)の治療を入院によって受けた場合は、入院見舞金として5,000円を給付する。(ただし、講師・指導者は2,000円)また、その前後に通院が発生した場合は通院見舞金を別途給付する。

(通院見舞金)

第8条 本会は、見舞金対象者が第2条に該当する傷害を被り、その直接の結果として、生活機能又は業務能力の減失をきたし、かつ、入院によらないで医師等の治療を受けた場合は、通院見舞金として2,000円を給付する。また、その後の医師の判断により入院が必要と認められた場合は、入院見舞金を別途給付する。

(疾病見舞金)

第9条 本会は、見舞金対象者がPTA活動中に、疾病により死亡・後遺障害・入院・通院した場合、疾病見舞金を給付する。但し、持病と認められた場合は給付されない。

(1) 死亡見舞金 5万円(講師・指導者は3万円)

(2) 後遺障害〃 3万円(講師・指導者は1万円)

(3) 入院 〃 5,000円(講師・指導者は2,000円)

(4) 通院 〃 2,000円

(特定事故見舞金)

第10条 本会は、単位PTAが主催する「子ども110番の家」の協力家庭において、家人が「子ども110番の家」で傷害を被った場合は、5,000円の特定事故見舞金を給付する。

(保険金の支払い)

第11条 PTA団体傷害保険においては、日本国内で単位PTA・市町村郡PTAの主催・共催する行事中(自宅と行事会場との往復途上も含む)に会員およびその学校に通学する児童・生徒、会員の同居の親族、PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者が、ケガ(細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。また、ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。)をされた場合に保険金を支払う。

PTA賠償責任保険においては、日本国内で単位PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動(自宅と行事会場との往復途上は含まない)において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガや食中毒を負わせたり、物をこわしたりしたことにに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合や、PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことにに対してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金を支払う。

また、PTAおよびPTAの役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償する。

詳細は損害保険会社の約款による。

(保険金の種類)

第12条 保険金の種類を次の通りとする。

- (1) 死亡保険金
- (2) 後遺障害保険金
- (3) 入院保険金
- (4) 手術保険金
- (5) 通院保険金
- (6) 賠償保険金
- (7) 法律相談対応費用

(死亡保険金)

第13条 本会は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、その直接の結果として死亡した場合、48.5万円を死亡保険金として支払う。

(後遺障害保険金)

第14条 本会は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、その直接の結果として後遺障害が発生した場合、後遺障害保険金48.5万円を限度に、障害の程度に応じた所定の額を支払う。

(入院保険金)

第15条 本会は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、入院した場合は、その日数に対し、180日を限度として、1日につき3,060円を入院保険金として被保険者に支払う。

(通院保険金)

第16条 本会は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、通院した場合は、その日数に対し、90日を限度として、1日につき1,140円を通院保険金として被保険者に支払う。

(手術保険金)

第17条 本会は、被保険者が、第11条に該当する傷害を被り、傷害事故発生日から180日以内に、その直接の結果として手術を受けた場合は入院保険金日額(3,060円)に所定の倍率(入院中に受けた手術:10倍・入院を伴わない手術:5倍)を乗じた額を給付する。

(賠償保険金)

第18条 本会に加入する単位P T Aの指揮、監督および指導下において、企画・立案し主催または共催する活動を行っている間に、次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する。ただし、日本国内で発生した事故に限る。

- (1) P T A活動に伴う賠償責任
対人事故の場合(提供飲食物危険補償含む)
被害者1名につき 5,000万円
一回の事故につき 5億円
対物事故の場合
一回の事故につき 1億円
- (2) 保管物に係わる賠償責任
一回の事故につき 10万円
保険期間中 500万円
自己負担額 5,000円

(法律相談対応費用)

第19条 本会に団体加入している単位P T Aが、次のいずれかの事故により、単位P T Aが法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、引

受保険会社の同意を得て負担した弁護士費用(事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用)を補償する。ただし、日本国内で発生した事故に限る。

- P T A活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたこと。
- 単位P T Aまたは単位P T A役員(退任役員含む)が、P T A活動中にクレーム行為を受けたこと、または、P T A活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。

支払いする保険金は、単位P T Aが弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用について、費用ごとに引受保険会社の約款に定める金額を限度に支払います。ただし、1回の事故(同一の事由に対して発生した事故(クレーム行為など)は1回の事故)につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とする。なお、顧問料は含まない。

(見舞金・保険金の給付請求期間)

第20条 本会の、給付規定に定めた給付については、事故発生日から1ヵ年以内を請求期間とする。請求期間を経過したものについては、その請求権を失効する。

(給付されない時)

第21条 本会は、次の各号に該当する場合は保険金を給付しない。

- P T A団体傷害保険
 - (1) 故意または重大な過失
 - (2) 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - (3) 自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
 - (4) 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
 - (5) 入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金を支払います。)
 - (6) 妊娠・出産・早産
 - (7) むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - (8) 地震・噴火またはこれらによる津波
 - (9) 戦争・革命・内乱・暴動
 - (10) 放射線照射・放射能汚染
 - (11) 被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故
 - (12) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ・・・など
- P T A賠償責任保険 共通
 - (1) 故意
 - (2) 戦争・革命・内乱・暴動
 - (3) 地震・噴火またはこれらによる津波
 - (4) 被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって

加重された損害賠償責任

(5) P T A活動の終了後に行われたP T A活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など

・ P T A活動に伴う損害賠償責任のみ

(1) 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

(2) 被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任

(3) 自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

(4) 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任（ただし、P T A役員が負担する損害賠償責任に限る。）など

・ 提供飲食物危険補償のみ

(1) 被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任

(2) 故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任

(3) 提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任

(4) 廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任

(5) 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など

・ 保管物に係わる損害賠償責任のみ

(1) 保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など

・ 法律相談対応費用補償のみ

(1) 故意または重大な過失

(2) 台風・洪水または高潮

(3) 放射線照射・放射能汚染

(4) 自動車などの所有・使用・管理

(5) 環境汚染（ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除く）

(6) P T AまたはP T A役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形

(7) 騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由など

第22条 本会の、見舞金・保険金の請求は原則として、次のものが行うものとする。

(1) 死亡見舞金・・・見舞金対象者の法定相続人

(2) その他の見舞金・・・単位P T A（見舞金対象者が児童／生徒の場合はその親権者）

(3) 死亡保険金・・・保険対象者の法定相続人

(4) 後遺障害保険金・・・保険対象者

(5) 入院保険金・・・保険対象者

(6) 手術保険金・・・保険対象者

(7) 通院保険金・・・保険対象者

(8) 賠償責任保険金・・・単位P T A

(9) 法律相談対応費用・・・単位P T A

（見舞金・保険金の請求方法）

第23条 事故が発生したら、直ちに、事故の報告をし、必要書類を請求し、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 事故報告書・事故証明書（P T A会長が証明し、事故発生日から一ヶ月以内に提出する）

(2) 見舞金・保険金請求書

(3) 傷害保険金見舞金
入院・通院申告書（領収書のコピーを要する。
保険金支払額が10万円以下の場合）

(4) 診断書（医師等が記入したもの）…（保険金支払額が10万円を超える保険金請求の場合）

(5) 同意書

(6) 示談書（賠償責任保険請求の場合）

(7) その他、本会が必要と認める書類

（準拠規定）

第24条 本会の運営については、県P安全互助会会費から神奈川県P T A協議会安全互助会を契約者として損害保険会社とP T A団体傷害保険及びP T A賠償責任保険契約を締結するものとする。

2. P T A団体傷害保険金及びP T A賠償保険金の支払いについては、損害保険会社の普通保険約款及び特約が適用される。

付 則

本規定は平成6年6月1日より施行する。

この改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

平成20年4月1日

（第7条、第8条）

改正

平成21年4月1日

（第11条）

改正

令和2年4月1日

（第7条）

改正

（第8条）

改正

（第9条(3)(4)）

改正

（第11条）

改正

（第12条(7)）

新設

（第18条）

改正

（第19条）

新設

（第21条）

改正

（第22条）

改正

（第24条2.）

改正

令和5年4月1日

（第1条4.）

改正

活動助成に関する規定

第1条 神奈川県PTA協議会安全互助会規約第4条第1項第3号に定める活動助成は、この規定に定めるところによる。

第2条 PTA活動の円滑な運営に資するための事業に対し、各市町村郡PTAに対し助成を行う。

第3条 PTA活動において安全・安心に関する事業の普及や充実のため、神奈川県PTA協議会（以下「県P協」という）に対し助成を行う。

第4条 助成申請は、県P協が代表して行う。

第5条 助成金の運用及び管理は、県P協が行い、使途については、県P協会長が理事会に報告することとする。

第6条 助成金の額は、会費総額の10%を超えることはできない。

付 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

割戻し規定

第1条 年間をとおしてPTA活動が安全になされた場合、各市町村郡PTAに会費の一部を割戻す。

第2条 割戻し金は、会費総額15%以内とする。

第3条 割戻し金の額は前年度の執行状況を勘案して設定し、各市町村郡PTA毎に千円未満の端数を切り上げた額（以下、活動助成追加額）を活動助成金の上限に上乗せして支払うものとする。ただし、活動助成申請ができない又は活動助成額が上限に達しない場合は活動助成追加額を割戻し金として原則理事会等の際に現金で手渡しするものとする。

2前項の活動助成追加額は活動助成に関する規定第6条の助成金額総額の上限に含めないものとする。

付 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

平成25年4月1日

（第1条、第2条）

改正

（第3条）

削除

令和2年4月1日

（第1条）

改正

令和5年4月1日

（第3条）

新設

基金管理規定

第1条 神奈川県PTA協議会安全互助会の目的を恒久的に達成するため基金を設ける。

第2条 基金の運用については、安全・確実を旨とする。

第3条 基金を有効に運用するために、運用規定を定める。

(1) 神奈川県PTA協議会（以下「県P協」）加入、安全互助会加入の各市町村郡PTA・単位PTAに対して、県P協を通じて、次のPTA活動（安全・安心に関する事業の普及、充実のための大会・講演会・研修会等）に助成することができる。

(2) 県P協に関する特別な大会（日本PTA大会・関東ブロック大会等）を開催する場合は、助成することができる。

(3) 県P協・安全互助会の運営や活動に対して、特別

な事由が生じた時は、役員会・理事会で検討し、助成することができる。

(4) 安全互助会加入の団体及び関連団体等に対し、一般的な災害時見舞金（地震・火災・風水害等）については、役員会で検討し理事会で承認の上、支出することができる。

付 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

平成22年4月1日

新設

（第3条）

令和2年4月1日

改正

（第3条(1)）

保険金・見舞金請求から受け取りまでの流れ

『 PTA 行事または活動に参加中、事故が起きたら 』

各学校の PTA



事故報告書に必要事項を記入し、PTA 会長の承認を得た上で安全互助会事務局までご郵送ください。(宛先 下記参照)

安全互助会



保険会社へ事故の報告をします。

保険会社



被災者本人のご自宅へ保険金請求に必要な書類が届きます。

被災者



治療が終わりましたら書類を提出し、保険金の請求をしてください。

保険会社



請求に基づき、保険金をご指定の口座へお支払いいたします。

安全互助会



保険金お支払い後、安全互助会よりお見舞金をお支払いいたします。

被災者

以上でお手続きが終了となります。

詳しくは神奈川県 PTA 協議会安全互助会の手引き「給付規定」をご覧ください。

神奈川県 PTA 協議会安全互助会事務局

〒220-0053
横浜市西区藤棚町2-197
神奈川県教育会館内

電 話：045-326-6103
F A X：045-326-6107
E-mail：office@pta-kanagawa.gr.jp

事故報告書・事故証明書

神奈川県PTA協議会安全互助会 御中

被災者	所属	〇〇市立 〇〇小 学校 PTA	事故時 代表指導者	PTA の役職	PTAスポーツ委員長
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市 〇〇 2-3		住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇市 〇〇 3-4
		Tel 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇			Tel 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	氏名	ふりがな あんぜん たろう 安全 太郎		氏名	ふりがな あんしん よしこ 安心 良子
生年月日	Ⓢ 平 ♂ 女 〇年 〇月 〇日生 〇〇歳				(印)
事故発生 の状況	1. 行事名 バレーボール練習 (主催者 PTAスポーツ委員会)				
	2. 発生の日時 令和 〇年 〇月 〇日 (〇曜日) 午前・ 午後 (7 時頃)				
	3. 発生の場所 〇〇小 体育館 (参加人員 20 名)				
	4. 病院名 〇〇整形外科 Tel 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇				
	5. 事故の発生状況・原因 (具体的に詳しく)				
<p>バレーボール練習中、レシーブを受ける際にバランスを崩して転倒した。</p> <p>病院に行ったところ、骨折と診断されました。</p>					
お怪我の内容 (〇をつけて下さい)	切り傷・打撲・捻挫・ 骨折 ・肉離れ・脱臼・突き指 火傷・腱断裂・靭帯損傷・挫傷・その他 ()				
治療の見通し	入院見込日数 () 日 ・ 通院見込日数 (60 日)				

上記について、事実と相違ないことを証明し報告いたします。

令和 〇年 〇月 〇日

〇〇市 立 〇〇小 学校

Tel 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

PTA会長 氏名 **神奈川 太郎** (印)



提出および会費納入 締切日 5月31日(金)

令和6年度 神奈川県PTA協議会安全互助会
加入会員数等報告書

記入した日にち

令和6年 5月16日

神奈川県PTA協議会安全互助会 御中

神奈川県PTA協議会安全互助会に関し、下記の通り報告し会費を振り込みます。

書類発行(作成)担当者名 および連絡先	安全 花子 役職名: 会計 TEL: 090-0000-0000	互助会保険について担当されている方 (会計・PTA担当の先生など)
------------------------	--	--

※ 必ずご記入ください。加入内容や、会費振り込みについて、安全互助会よりお問合せの際のご連絡先をお願いします。

P T A 名	〇〇市立 〇〇小学校 PTA
P T A 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市 〇〇 1-1
令和6年度 PTA会長 氏名	神奈川 太郎
加入内容 ()内を記入してください。	5月1日時点での在籍 PTA 加入会員数でご記入ください。 ① PTA 加入世帯数 (275) 世帯 ② PTA 加入教職員数 (30) 名 ③ PTA 加入世帯の児童・生徒数 (342) 名 *③は保険契約に必要となる数のため、必ずご記入ください。
	会費《100円》× (305) 会員数 = (30500) 円 *会員数=①+② ↓ 郵便振替にて払込む金額です
備考	

年度途中で会員数の増減があった場合、改めて人数のご報告をいただく必要はございません。

- 5月31日(金)まで に神奈川県PTA協議会安全互助会事務局へ本報告書を提出し、上記金額を添付の青色伝票にて郵便局よりお振込みください。

神奈川県PTA協議会安全互助会事務局
 〒220-0053 横浜市西区藤棚町 2-197 神奈川県教育会館内
 TEL 045-326-6103 FAX 045-326-6107
 E-mail : office@pta-kanagawa.gr.jp

【送金用払込用紙記入例】

青伝票の払込取扱票

払 込 取 扱 票

00		口座番号		口座番号		金額	千	百	十	万	千	百	十	円
0	0	2	3	0	1	1	4	1	1	7	9	金額	¥	30500
加入者名	神奈川県PTA協議会安全互助会					料金		備考						
通信欄・ご依頼人	※ 学校名 ○○市立 ○○小学校 PTA 会費<100円>×305 会員数 = 30,500 円 (世帯数 + 教職員数) 〒○○○-○○○ ※ ○○市 ○○町 ○○-○○ ※ おなまえ 会長○○ ○○ 様 (ご連絡先電話番号 - -)					日 附 印								

各票の※印欄は、ご依頼人様において記載してください。

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)
 これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	0	0	2	3	0	1												
加入者名	神奈川県PTA協議会安全互助会																	
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	金額						千	百	十	円
									金額	¥	30500							
ご依頼人	※																	
料金	(消費税込み) 日 附 印																	
備考	円																	

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
 切り取らないでください。

この受領証は、大切に保管してください。